病床数適正化支援事業ＱＡ（県作成 令和7年３月12日時点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 質　　問 | 回　　答 |
| １ | 本事業は令和７年度のみの事業か。 | 現時点では、令和８年度以降の実施予定は、ありません。 |
| ２ | 休床や非稼働病床も対象か。 | 休床や非稼働病床も対象となります。 |
| ３ | 事業計画書を提出すれば、給付を受けることができるのか。 | 国の予算に上限があるため、予算を超える要望があった場合は、一部採択または不採択となる場合があります。 |
| ４ | 3月14日までに具体的な計画が立たないがどうしたらよいか。 | 活用意向のある場合は、今回の照会で必ず事業計画書の提出をお願いします。期限後の提出及び削減病床の増加は受け付けできません。 |
| ５ | 事業の採択はどのように行われるのか。 | 国は現時点で採択基準を示しておりません。採択の考え方は内示の際に示される予定です。 |
| ６ | 事業計画の記載事項（赤字の有無、病床稼働率等）によって、支給に係る優先順位は変わるのか。 | 国は、「事業計画書に記載された内容をもとに、どのように配分するかの参考とする」としていますが、現時点では、「赤字の有無や病床稼働率は、支給要件には影響しない」との説明を受けています。 |
| ７ | 産科・小児科の混合診療所の場合は、どのように判断するのか。 | それぞれの医療機関の実態に即し、主に産科・小児科病床として使用している病床は対象外となります。 |
| ８ | 地域医療連携推進法人の病床融通は対象になるのか。 | 実質的に病床数が減らないため、対象外になります。 |
| ９ | 平成19年1月1日以前の有床診療所は対象になるのか。 | 対象となります。（特例病床とは、国の実施要綱に定めるものを指します。） |
| 10 | 計画書の提出後、結果の通知はいつ来るのか。 | 国からの内示の状況にもよりますが、令和7年4月中旬以降を予定しております。 |
| 11 | 本事業と病床機能再編支援事業の違いは何か。 | 病床適正化支援事業は、経営状況の悪化を受けて病床規模を適正化するための経費を削減するものであり、地域医療構想実現のために行う、病床機能再編支援事業とは目的が異なるものです。 |
| 12 | 本事業と病床機能再編支援事業との併給は可能か。 | 併給は可能ですが、１床当たりの単価は上乗せではなく、病床機能再編支援事業との差額分の支給となります。病床機能再編支援事業の対象病床については、病床機能再編支援事業の活用をお願いいたします。 |
| 13 | 本支援事業を活用したいため、病床機能再編支援事業の申請を取り下げて、本支援事業のみを活用することは可能か。 | 病床機能再編支援事業と病床数適正化支援事業は併給可としています。病床数適正化支援事業は予算額超過した要望が見込まれ、申請額どおりに交付できない可能性があるため、病床機能再編支援事業が活用可能な場合、取り下げずに活用してください。 |
| 14 | 病床機能再編支援事業のように稼働病床の10％以上の削減は必要か。 | 病床数適正化事業において、削減率に制限はありません。ただし、病床削減後に無床診療所になる場合は、「入院医療の継続」にならないため、支給対象外になります。 |
| 15 | 事業計画書様式中の病床稼働率の計算方法は。 | 本事業の病床稼働率の計算方法については、次のとおりとします。  ・直近３か月間（※）の「（在院患者数＋退院患者数）／（病院または診療所全体の病床数（休棟・許可病床も含む）×３か月の日数）」により計算してください。  ※今後削減予定の場合：令和６年11月、12月、令和７年１月の３か月間。  　すでに削減済の場合：削減日の属する月の前月以前の３か月間（例えば令和７年１月に削減した場合は、令和６年10月、11月、12月） |
| 16 | 内示後に、給付金の支給額が当初の申請どおりに支給されない場合、提出した事業計画（活用意向調査）どおりに病床削減を実施しなくてもよいか。 | 実施しなくてもかまいません。 |
| 17 | ９月末時点において廃院する医療機関は対象外とされているが、９月末まで稼働していれば、10月１日以降に廃院しても補助対象になるのか。 | 本事業は、今後も入院医療を継続することを前提として、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対して支援を行うものであるため、10月１日以降に廃院を予定している場合は対象外となります。 |
| 18 | 病床削減とは医療法上における、病院の開設許可事項一部変更届と記載があるが、例えば病室を違う用途に使う際の届出は病院開設許可(届出)事項一部変更使用許可申請書が必要になるが、９月までとはどこまで終わっていればよいのか。 | 令和７年９月末までに実際に病床数を減少させることが必要となります。  例えば病室の病床数を減少させようとするときは、「届出」となりますが、その場合には、９月末までに、実際に病床数を削減させる必要があります。  一方、用途変更に伴う病床数を減少させようとするときは、「許可」が必要となりますが、その場合には、病床の減少に係る許可の申請を行った上で、９月末までに、当該許可を受ける必要があります。 |
| 19 | 削減した病床数の算定にあたっては、「産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）」は除くこととされているが、産科部門の病床でも分娩に用いていない病床等も算定から除く必要があるか。 | 産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床については、対象となります。 |
| 20 | 事業計画（活用意向調査）における「令和７年度他の補助金等での収入見込み額」欄について、「経営支援を目的とした他の補助金等」とあるが、具体的にはどのようなものが該当するのか。 | 例えば、内閣府の「重点支援地方交付金」や都道府県において独自に病院等の経営支援を目的とした補助金等が該当します。 |
| 21 | 今後、事業譲渡を行う予定がある場合は、対象外となるという理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 22 | 本事業における稼働病床数の定義について、ご教示いただきたい。 | 本事業における稼働病床数は、「許可病床数－休棟中の病棟の病床数」とします。（診療所においては「許可病床－休床病床」）  稼働病床数の算定期間は病床削減日又は病床削減予定日となります。 |
| 23 | 病院から有床診療所への転換に伴い、病床削減を実施した場合は対象となるか。 | 対象となります。 |
| 24 | 医療機関の全ての許可病床が休床となっている場合について、休床中の病床の削減も支給対象とされているが、許可病床の一部を削減しても、事業目的である「入院医療を継続してもらう」ことにはならないため、支給対象外と考えてよろしいか。  　それとも、病床削減をした上で、９月末までに、残った休床中の病床を再稼働すれば、支給対象となるのか。 | 支給対象外となります。 |